

中国会計・税務実務ニュースレター

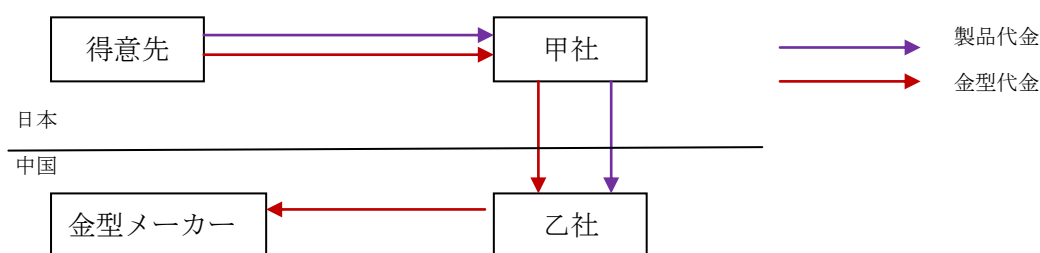
今回のテーマ： 日中親子間金型取引について

今回は、日中親子間における金型取引およびそれに関連する増値税の課税関係について説明します。

1. 事例

日本法人甲社は、日本の得意先から製品の注文を受け、中国子会社である乙社に当該製品の製造を委託しました。乙社は当該製品を製造するための金型を中国の金型メーカーに依頼し、甲社に対して金型代金に相当する金額を請求しようと考えています。甲社は当該金型代金を得意先への製品販売単価に上乗せすることができるとします。

《商流イメージ》



2. 金型の所有権と増値税の課税関係

ここでは、金型の所有権を日本と中国どちらの法人が取得するかに分け、その増値税の課税関係を比較します。

(1) 乙社に金型の所有権がある場合

乙社が購入する金型は、同社の固定資産に計上されますが甲社が金型代金を負担するため、乙社は甲社に対し金型代金を製品代金に上乗せして請求することになります。この場合の増値税の課税関係は次の通りとなります。

	製品売上	金型購入	納付増値税
金 額	1,000	1,000	—
増値税	0	170	-170

乙社の甲社に対する製品の輸出売上には、増値税の輸出免税が適用されるため、増値税はかかりません。一方で金型購入にかかった増値税は仕入税額控除として控除されます。

ただし、乙社が外貨管理局の重点監督対象企業（B 類企業または C 類企業）に該当する場合、出取引にかかる外貨前受金について、期間および金額の制限が設けられています。

(2) 甲社に金型の所有権を移す場合

乙社が甲社に金型の所有権を移転する場合には、増値税の課税関係は次の通りとなります。

	金型売上	金型仕入	納付増値税
金 額	1,000	1,000	—
増値税	170	170	0



Grant Thornton

An instinct for growth™

乙社が販売する金型は、実際には日本に輸出されずに、中国国内で消費されるため、「中国国内における資産の譲渡等」に該当し、増値税の課税対象となります。よって、乙社は金型代金の 1,000 に 17% の増値税を上乗せして、甲社に請求します。一方、乙社が金型メーカーから購入時にかかった 17% の仕入増値税は控除できるため、納付する増値税はオフセットされ、乙社に当該取引にかかる増値税の負担はありません。ただし、甲社が、金型代金に上乗せし支払った増値税は金型の取得価額に算入することになります。

上述の (1) (2) を比較すると、(1) がより実態に即した通常適用されるアプローチであり、資産の管理保全からも望ましいとされます

お見逃しなく！

甲社は金型の所有権を取得したうえで、それを乙社に無償供与していることになります。我が国の関税の取扱いでは、無償金型は第三者マーケット価格（使用料）を算定し、製品の輸入価額に含めることとされていますので、製品の輸入通関に際し、(1) と比較して、別途考慮が必要となることもご留意ください。